

産業構造審議会 知的財産分科会 基本問題小委員会

ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方
～特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系の在り方について～

第3回 令和2年12月4日



1. 前回の議論の総括

1. いただいた主な御意見
2. ユーザニーズ等を踏まえた審査業務や支援施策の取組の方向性

2. 手続・支払等ユーザーサービスの向上

1. 押印廃止・手続オンライン化の徹底
2. 予納・支払手段の利便性向上

3. 歳出・歳入構造改革に向けて

1. 歳出・歳入構造改革の目標・方針
2. 料金制度に付随する論点について
3. 特許特別会計の財政運営に係る情報公開等のあり方

1. 前回の議論の総括

1. いただいた主な御意見
2. ユーザニーズ等を踏まえた審査業務や支援施策の取組の方向性

第二回小委員会でいただいた主なご意見

審査・システムについて

(特許制度)

- 現状の審査速度・質に概ね満足している。
- 迅速な審査結果は企業にとって不可欠であり、必要な投資は行うべき。
- 多様化するユーザーズに、可能な限り対応いただきたい。
- 中国語文献は、一律に全分野調査するより、引用されやすい分野にターゲットをおいた方がよいのではないか。
- 審査負担が増大している環境下においても、検索外注の予算額等は増大しておらず、特許庁側の努力を評価する。財政が厳しいという話もあるが、AI等の技術も活用し、審査の質は維持いただきたい。
- 外国特許庁と同じように、請求項数など出願のボリュームを反映した費用を検討することもあるのではないか。
- クレームの記載形式など日本独自の制度運用に関しても見直しを検討してはどうか。

(意匠制度)

- 意匠制度自体の認知度やその活用方法に対する理解度が十分ではないと思われるので、周知の強化は必要。登録された意匠権は、デザインを真似された場合などに模倣品を排除する手段として有益。
- 意匠制度については有用性が高いので、件数を増やしていくためにも、誤解があるとすればそれを払拭しつつ、しっかり普及していくべき。

(商標制度)

- 審査の迅速化が重要。
- 不使用商標やストック商標への対応は必要だが、適正な料金制度の検討と直結する課題であるかは慎重に判断する必要がある。
- 出願件数増への対応は各国共通の課題であり、他国との審査協力等を進めることで別の解決策も見えてくるのではないか。

第二回小委員会でいただいた主なご意見

(情報システム)

- ユーザ向けの既存サービスを安易に削減すべきではない。必要なシステムやサービスは導入すべきであり、必要かどうかの選別が重要。ユーザーニーズに対応したサービス導入に伴う適正な料金設定は検討に値する。
- ユーザー向けのサービスを提供するシステムが廃止されると、自社でシステム構築の負担が生じることを懸念している。システム廃止によるコスト削減と、ユーザの利便性への影響を慎重に評価すべき。
- 度重なる法改正がシステム経費に影響を及ぼすのであれば、同一ないし類似のテーマに関する法改正は、長期的視野に立って検討すべきである。

支援施策（国際協力、中小・大学・ベンチャー支援、オープンイノベーション促進等）について

- ASEAN諸国に対する支援を積極的に継続し、日本のルールを使っていただけるような形になればありがたい。
- 日本のスタートアップ企業は、欧米に比べて知財の取組は周回遅れのところがあり、知財のプロモーションのためのイベント等の啓蒙活動は非常に意味があると思うので、継続を希望する。
- アイデアや研究開発段階から知財の取得、製品化に加えて海外展開まで幅広く支援施策を用意いただいており、中小企業にとっては大変ありがたい。引き続きお願いしたい。
- （ライセンスオブライト制度について）導入検討の余地はある。

特許審査の在り方

- 特許審査の“イノベーション”により、審査リソースを最大限効率的に活用し、ユーザーに求められる真の「世界最速・最高品質」を提供する。

特許審査イノベーションの推進

先行技術調査の“イノベーション”

- ・サーチツールの更なる整備
- ・サーチの効率化
(概念検索、類似度順スクリーニング等を活用したメリハリのあるサーチ)

起案の“イノベーション”

- ・分かりやすい起案形式の整備
- ・要点が整理された起案の推進
(独立請求項に対する重点化・冗長な起案の簡略化等)

ユーザーとの特許権の共創※



検索外注の“イノベーション”

- ・外注効率の向上
- ・対話型外注の完全オンライン化

品質管理の“イノベーション”

- ・ユーザーニーズに根ざした品質管理
- ・プロセス毎の品質管理
- ・形式瑕疵チェックの自動化
- ・監査件数の合理化

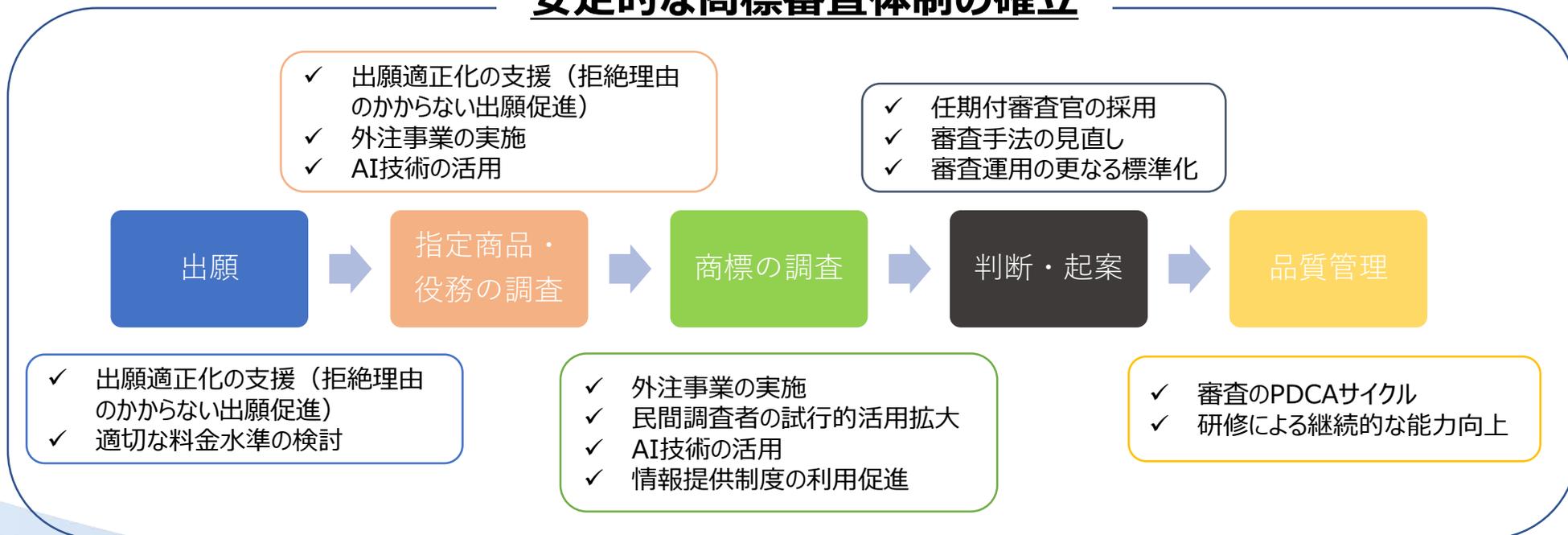
※ユーザーとの協力による効率的で適切な審査

- ・クレーム記載形式の限定 (マルチ・マルチクレームの制限等)

商標審査の在り方

- 審査期間短縮に向けた政府目標（2022年度末までに一次審査までの期間を6.5か月、権利化までの期間を8か月）達成に向けて各種IN・OUT対策を実施し、審査期間を短縮する。
- 出願件数（IN）と処理件数（OUT）の均衡を図り、審査期間を一定に保つ。
- 審査やサービスの質が低下しないよう、質・サービスを維持・向上する体制を確立する。
- 上記実現のため、必要な審査体制の整備及び出願行動等の適正化を図る観点から、安定的な商標審査体制の確立に必要な料金水準について検討する。

安定的な商標審査体制の確立



意匠審査の在り方

- デザインの重要性や、令和元年意匠法改正を含む意匠制度、意匠権の戦略的な活用方法および有効性の周知活動を徹底して行う必要がある。
- 中長期的には、意匠制度の更なる魅力向上に向けて、国内外のユーザーニーズを踏まえた意匠制度の一層の戦略的活用と利便性向上のための運用改善の検討を行っていく。

これまでの意匠制度の取組

- 審査ツールのシステム化や審査資料の収集における民間能力の活用等の業務効率化により審査結果待ち期間を短縮化
- 早期の権利化への対応（早期審査制度）
- 日本企業の海外展開支援（ハーグ協定加盟／新興国・途上国支援／WIPO・DAS*への参画）*複数の特許庁／機関の間での優先権書類の電子的交換
- 意匠登録出願手続の利便性向上（図面記載要件の簡素化/一意匠として出願できるものの範囲に関する要件緩和）
- 令和元年意匠法改正

意匠制度の抱える現状課題

- 意匠制度や令和元年意匠法改正内容の認知度、意匠権の活用方法および有効性についての理解度が十分とはいえない。
- 近年は、海外からの出願は電気電子機械器具、通信機械器具、一般機械器具の分野を中心に増加傾向にあるものの、全体の出願件数の伸びが見られないことから、固定費であるシステム維持費等がまかなえていない。

今後の具体的対応策

■ 意匠制度の周知の強化

【周知方法】

意匠権の活用事例や出願が増えている分野の分析に基づく意匠権取得のメリットの周知／オンラインツールを活用した説明会の実施／特許、商標専門家向けの意匠制度の活用の紹介／SNS等による国内外への意匠制度の最新動向等の情報発信／関連業界の展示会への出展 等

■ 国内外のユーザーニーズを踏まえた意匠制度の一層の戦略的活用と利便性向上のための運用改善の検討

【国内外のユーザーニーズの例】

出願手続の一層のデジタル化／新規性喪失の例外適用申請等にかかる手続の緩和／分割出願要件の緩和／審査の更なる迅速化／ハーグ協定加盟国の拡大や海外における審査期間の短縮化に向けた海外知財庁に対する取組／ハーグ制度の改善に向けた働きかけ／国際制度運用調和の推進

国際協力に向けた取組

- 幅広い人材育成協力やPPHの拡充、模倣品対策や海外相談窓口の設置等を通じて、引き続き国際協力に向けた取組を進めていく。

海外情報収集・提供

● 模倣品被害を防ぐための普及啓発支援

海外における日本ブランドの模倣品撲滅を目指し、外国税関や警察など執行担当職員向けに、現地または日本にて、ブランドの担当者自らが模倣品の真贋判定の方法を教示するセミナー等を実施。これにより、当該ブランドの模倣品が現地の税関や警察によって差し押さえられやすくなること、及び、参加ブランドと現地執行担当職員の間的人的ネットワーク構築に貢献。

● 海外事務所 調査員の配置

(独)日本貿易振興機構等の各国・地域の海外事務所に特許庁から調査員を配置し、各国の政府等関係機関と緊密な関係を構築しつつ、情報収集や動向把握を行い、それに基づきセミナー、ホームページ等を通じた情報提供・相談対応を実施。これにより、海外に展開する日系企業等の知的財産に係る活動を支援。

2020年10月現在、各国・地域の11事務所に調査員を配置。

海外庁との審査協力

● PPH

出願人の早期権利化・特許査定率の向上・コスト削減の効果を有するワークシェアリングの枠組。第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにするもの。2020年5月現在、44の国・地域と提携。

人材育成支援

● 人材育成協力事業

途上国等を対象に、特許・商標・意匠の審査実務や模倣品対策などの研修プログラムを提供し、産業財産権にかかわる人材育成支援を実施。1996年～2019年度に、のべ6728名へ研修を提供。

● 国際研修指導教官による審査実務指導

我が国企業が、海外で円滑かつ予見性高く特許権を取得できるよう、特許審査実務の経験が豊富な審査官（国際研修指導教官）が、新興国の審査官ヘテラーメイドな研修を提供。これにより、新興国審査官の審査実務の能力向上に加え、我が国審査実務の浸透も促進。

● WIPOジャパンファンドを活用した支援

途上国における産業財産権制度の整備、知財庁の行政サービスの向上、知財意識の普及啓発に関する事業を実施。あわせて、各種会合へ専門家を派遣。これまで80カ国以上を支援。

● JICA専門家派遣

途上国での知的財産法制度整備や人材育成を目的として、1993年度から特許庁職員を知的財産制度に関するJICA長期専門家として途上国へのべ49名派遣。現在はインドネシア（1993年度～）とミャンマー（2014年度～）へ派遣中。

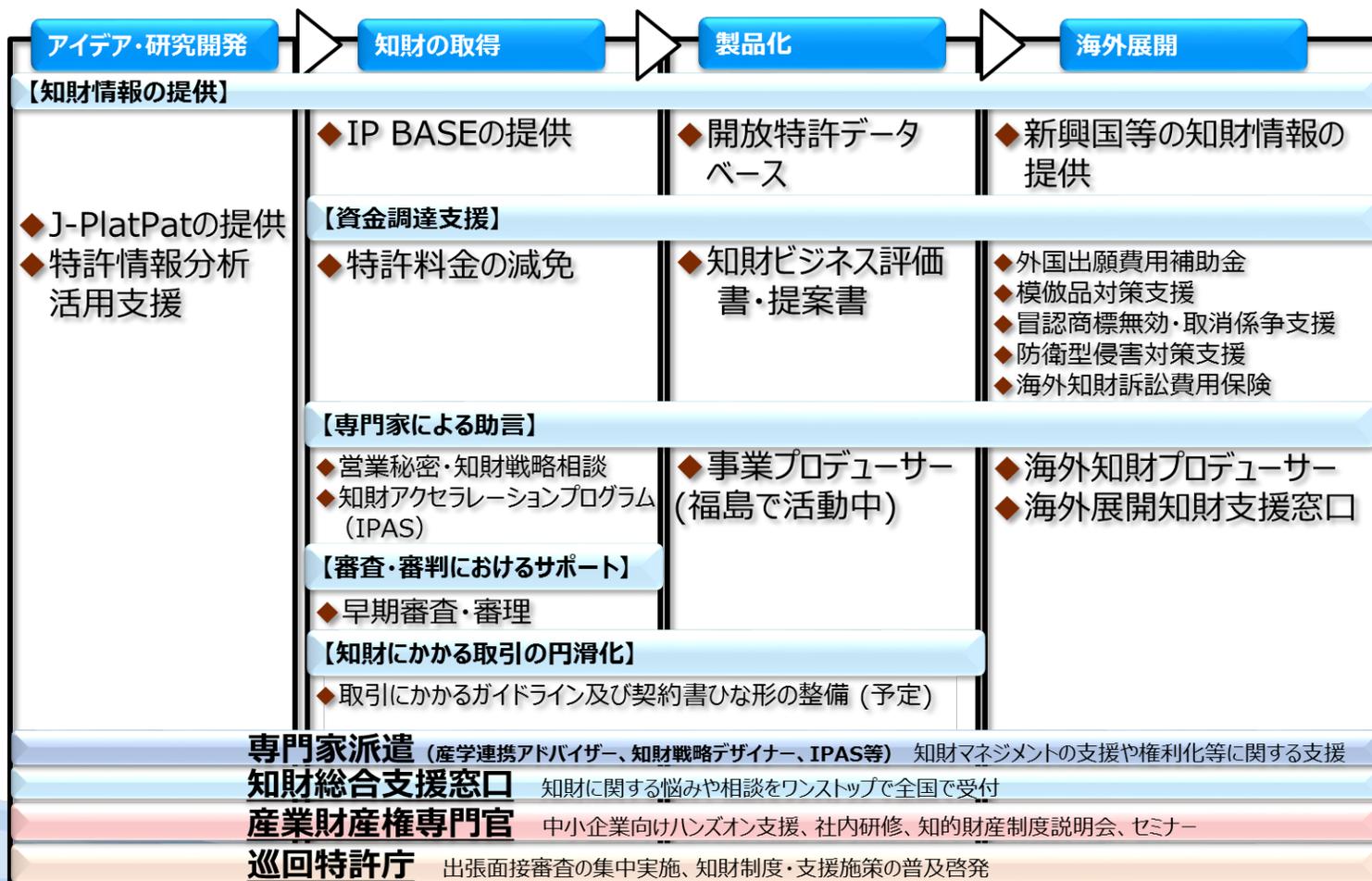
● PPHプラス・CPG*

特許審査に係る体制等のリソースが不十分な国においても、日本の審査結果を活用した迅速な権利設定に貢献。PPHプラスはブルネイと、CPGはカンボジア・ラオスと締結。

中小・ベンチャー企業及び大学支援関係施策

- 中小・ベンチャー・大学支援に関しては、環境変化およびユーザーニーズに応じて、出願人等の支払う料金収入が特許庁施策の財源であることにも留意しつつ、既存の施策を適宜見直していくとともに、必要な新規施策を講じていく。

【企業の知財取得・活用フェーズに合わせた支援施策】



特許庁業務を支えるシステムの在り方

- 特許出願30万件、商標出願20万件、意匠出願3万件といった規模の業務を限られた人員で対応するため、システム化は不可欠。他方、高いセキュリティ水準が求められ、かつ、汎用性のない特許庁固有の業務に対するシステム構築の特殊性などにより、相応のコストを要してきたことも事実。
- 最大限、整備・運用両面での費用削減を図りつつも、業務継続に不可欠なシステム刷新の完遂、手続オンライン化の一層の推進、制度改正への対応等の観点から、必要な投資は適時行う。

運用等経費の削減策

- 機器を減らす、機器構成を簡素化する
- 機器を長く使う
- 安価な機器、ソフトウェアを使う
- クラウドの活用を拡大する
- 運用管理のレベルを下げる

整備経費の削減策

- 開発案件を大幅に絞り込む
- 開発規模を縮小する
- 利用頻度の低いシステムを廃止する

当面对応すべき課題

業務面、システム面から要件を厳格に精査し、開発規模を最小限に抑制しつつ、以下の取組を進めていく。

- 業務継続に不可欠なシステム刷新の完遂
- 手続オンライン化等のユーザー利便性の向上
- 制度改正等への対応

2. 手続・支払等におけるユーザーサービスの向上

1. 押印廃止・手続オンライン化の徹底
2. 予納・支払手段の利便性向上

手続の合理化の推進(押印廃止・更なるデジタル化の推進) (1)

【背景】

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行 (テレワーク、サテライトワーク等)
- ② 今後急速に発展するデジタル社会への対応
- ③ 行政手続の更なる利便性向上



【規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定)】

- 各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの (以下「見直し対象手続」という。) について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。
- 各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。

手続の合理化の推進(更なるデジタル化の推進) (2)

- 特許庁は、1990年に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、現在は、申請件数ベースでは約9割が電子的に処理。
- 一方で、電子申請できない手続が約500種類存在。これらの手続のデジタル化を推進。
- 年度内に申請手続等のデジタル化推進計画を策定し、段階的に実施。

総申請件数 約 **310** 万件

電子申請可能な手続
(約300種類)

例：出願・権利登録に関する手続
(例：特許・商標等の出願、手続補正書等)

電子申請

約 **275** 万件 (約9割)

紙申請

約 **15** 万件

※ 添付書類を紙で提出する必要があるものを含む

電子申請できない手続※
(約500種類)

約 **20** 万件

全ての手続をデジタル化することを決定
(申請が少なく、単独では費用対効果が低い
手続きも、業務フローを見直し、デジタル化)

例：

- 代理人選任に関する手続
(例：包括委任状提出書)
- 権利変動に関する手続
(例：特許権移転に係る申請書、審判手続きに関する請求書)

押印や公的証明書原本等
の紙の提出が必要

手続の合理化の推進(押印廃止の方向性) (3)

- 特許庁に対する書面申請（約800種）について、そのすべてを電子化した後も、ユーザー利便性の観点から書面による受付は継続。書面申請に伴う押印については、以下の方針で見直す。
 - ①偽造による被害が大きく回復が困難な手続について押印を存続。
 - ②①以外の手続については押印を廃止。
- 年内に関連の省令、基準（方式便覧、審査基準等）を改正予定。

①厳格な本人確認：必要（約40種の手続） （偽造による被害が大きく、回復が困難）

（例）

- 特許権等の移転登録に関する手続
（申請書・譲渡証書等）
- 特許権登録名義人の名称変更に関する手続
（申請書）



押印存続

②厳格な本人確認：不要（約760種の手続） （偽造やなりすましの回避が他の手段により可能、被害の回復が比較的容易等）

（例）

- 代理人の選任に関する手続
（申請書・委任状）
- 新規性喪失の例外証明書に関する手続
（申請書・新規性喪失の例外証明書）
- 当事者系審判に関する手続
（審判請求書、答弁書等）



押印廃止

登録情報処理機関による電子化業務

① オンライン申請可能な手続について、紙（窓口または郵送）申請された場合には、原則、登録情報処理機関^(※)が電子化手数料を徴収して書類を電子化。

(※) (一財)工業所有権電子情報化センター (PAPC)

- 電子化実績 6.2万件 (2019年度)
- 電子化手数料 1件1200円+700円/枚、同手数料収入 約1.6億円 (2019年度)

② オンライン申請に対応していない手続等のうち、電子化が必要なものについては、別途、特許庁からの委託により同機関で電子化を実施。

- 電子化実績：96万件 (2019年度)

- 登録情報処理機関に対しては、上記①②の電子化業務のための費用として特許庁から11.9億円を支出 (2020年度予算)
- 上記①のケースのみ、紙で申請した者から電子化手数料を徴収しているが、経費の全額をカバーできておらず、不足分は、上記11.9億円の歳出の一部を充てている。
- オンライン申請利用者との負担の公平性の観点から、電子化手数料の水準を見直すとともに、電子化手数料の対象とすべき手続の範囲についても検討すべきではないか。また、電子化業務のあり方そのものについても効率化の観点から検討が必要ではないか。

各手続における支払手段について

- 特許庁において利用可能な支払手段は以下の通り。
ユーザーニーズ等に対応し、順次拡張。

<オンライン手続>

- 特許印紙予納（1990年～） 売り捌き手数料3.3%（特許庁負担：歳入より控除）
- 口座振替（2009年～） 振替手数料11円/件（特許庁負担）
- クレジットカード（2019年～） 決済手数料2.13%+振替手数料11円/件（特許庁負担）
- 口座振込（Pay-easy（インターネットバンキング、ATM））（2005年～） 手数料ユーザー負担

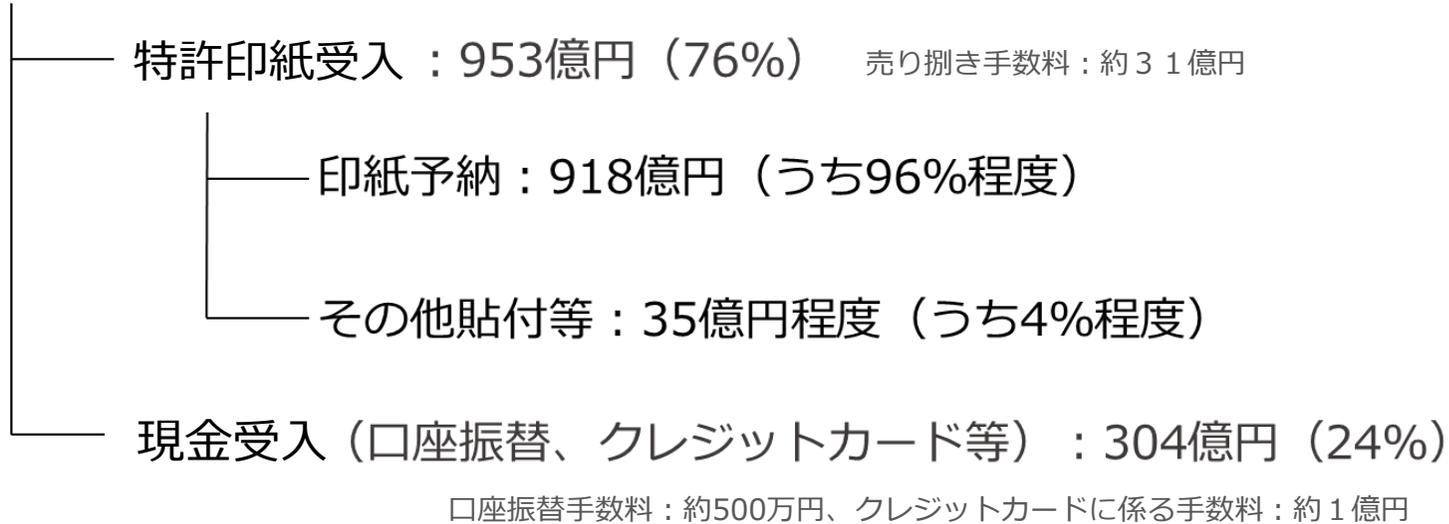
<窓口・郵送（紙）手続>

- 特許印紙（貼付）（1984年～） 売り捌き手数料3.3%（特許庁負担：歳入より控除）
- 特許印紙予納（1990年～） 売り捌き手数料3.3%（特許庁負担：歳入より控除）
- 現金納付書（1996年～） 手数料なし

特許印紙による予納制度の現状と課題

- 特許印紙収入（日本郵政から納付される特許印紙の売上金）は、特許庁の料金収入の75%程度を占める。また、販売された特許印紙の95%程度は予納に充てられている。
- 特許印紙による予納制度は、大量の特許印紙を郵便局等で購入した上で特許庁窓口を持ち込む必要があり、利用者にとっても特許庁においても事務負担が大きい。
- また、特許印紙収入は、特許印紙の売上げ（＝印紙の額面の金額）から、売り捌き手数料3.3%が控除された額となっている。特許庁が用意する支払手段の中で、最もコストがかかる手段であり、会計検査院からも口座振替等の活用を更に推進するよう指摘あり（2011年）。
 ・口座振替手数料は11円/件、クレジットカードは決済金額の2.13%+カード会社・特許庁間の口座振替手数料11円/件

特許料等受入：1257億円（100%） ※2019年度実績額



歳入確保に向けて必要な対応

- 料金の支払い手段は順次拡張してきており、特許印紙の他、現金（口座振替、電子現金（振込）、クレジットカード等）による支払も可能。これらの手数料は、特許印紙の売り捌き手数料より大幅に低い。
- 特に、**特許印紙による予納**と**口座振替**は、口座残高（予納においては特許庁が管理する予納残高）から、申請に基づき自動で引き落とされる点は**機能としては同等**。
 - 他方、前項の通り、特許庁が負担する手数料は特許印紙が額面の3.3%、口座振替は1件11円。
- 制度利用者、特に大手の企業・代理人の皆様のご理解・ご協力を前提に、口座振替等の他の支払手段の活用や、特許印紙による予納制度の廃止も含めた対応を検討できないか。

支払手段のあり方等について

- ▶ 特許庁が負担する手数料等の実情を踏まえ、ユーザーのご理解・ご協力の下、支払手段については、以下の対応としてはどうか。

<オンライン>

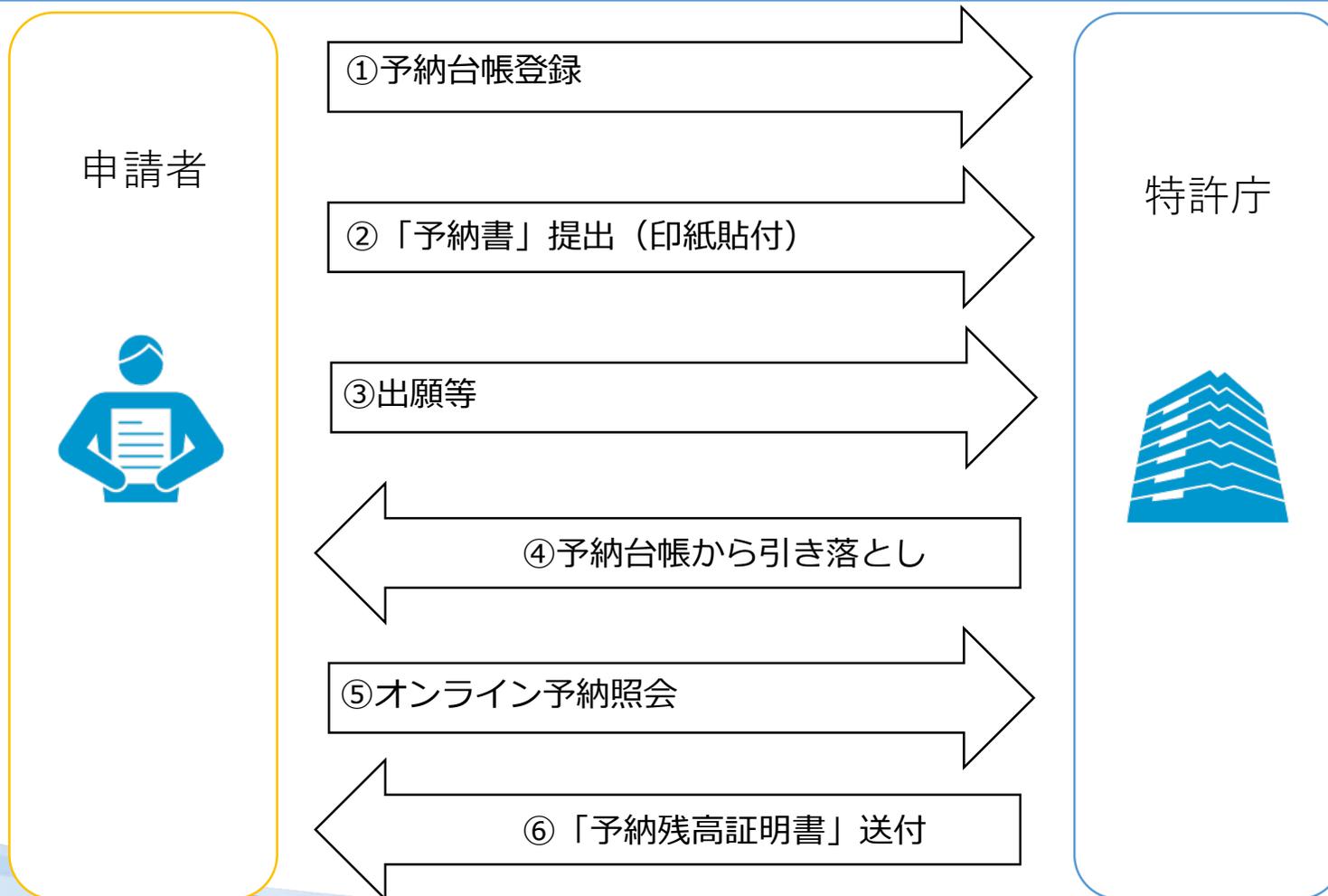
- 制度利用者（特に大口利用者）に対して、特許印紙以外の手段（口座振替等）による支払いを促す。
 - 第2回での御議論も踏まえ、各団体を通じて企業・代理人への周知等をさせていただきたい。
- 特許印紙による予納については、物理的な印紙の取扱いに係るユーザー・特許庁双方の負担軽減の観点から廃止する方向で検討。並行して、現金（口座振替、口座振込等）による予納など、印紙予納の代替手段についても検討を行う。
 - なお、現金予納の実現には法改正等が必要であり、最短でも2022年度以降の実施となる見通し。

<窓口・郵送（紙）>

- 特許印紙による予納については、上述のとおり廃止の方向で検討。
- さらなる支払い手段の多様化については、今後、手続のオンライン化を推進する（紙手続は縮小する）ことにも留意しつつ、ユーザーニーズ等を踏まえて引き続き検討する。

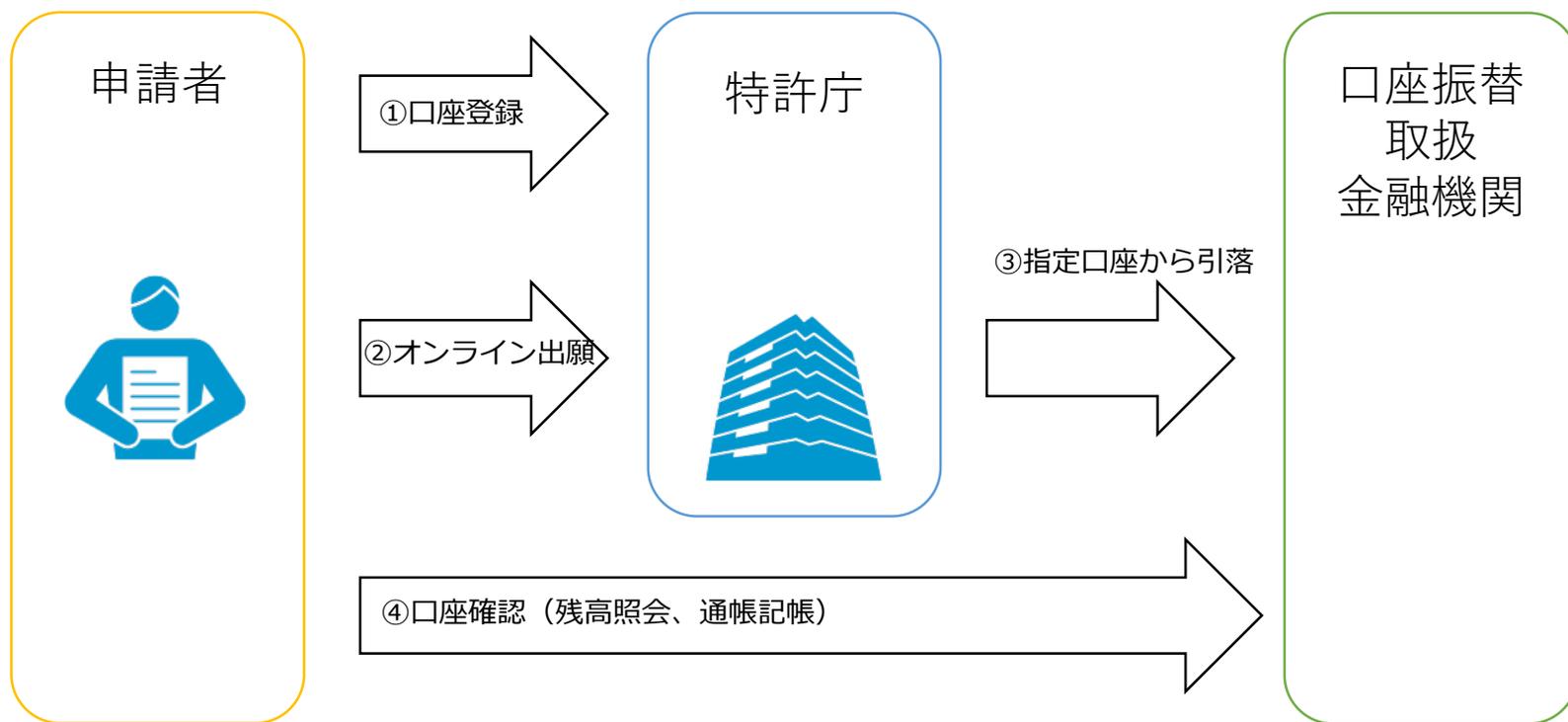
(参考) 特許印紙による予納の概要

- 納付すべき手数料の見込額をあらかじめ特許印紙で特許庁に納付し、手続きごとに必要な手数料を予納台帳から引き落とす方法。
- 予納による支払の履歴は、電子出願ソフトで確認することができる。



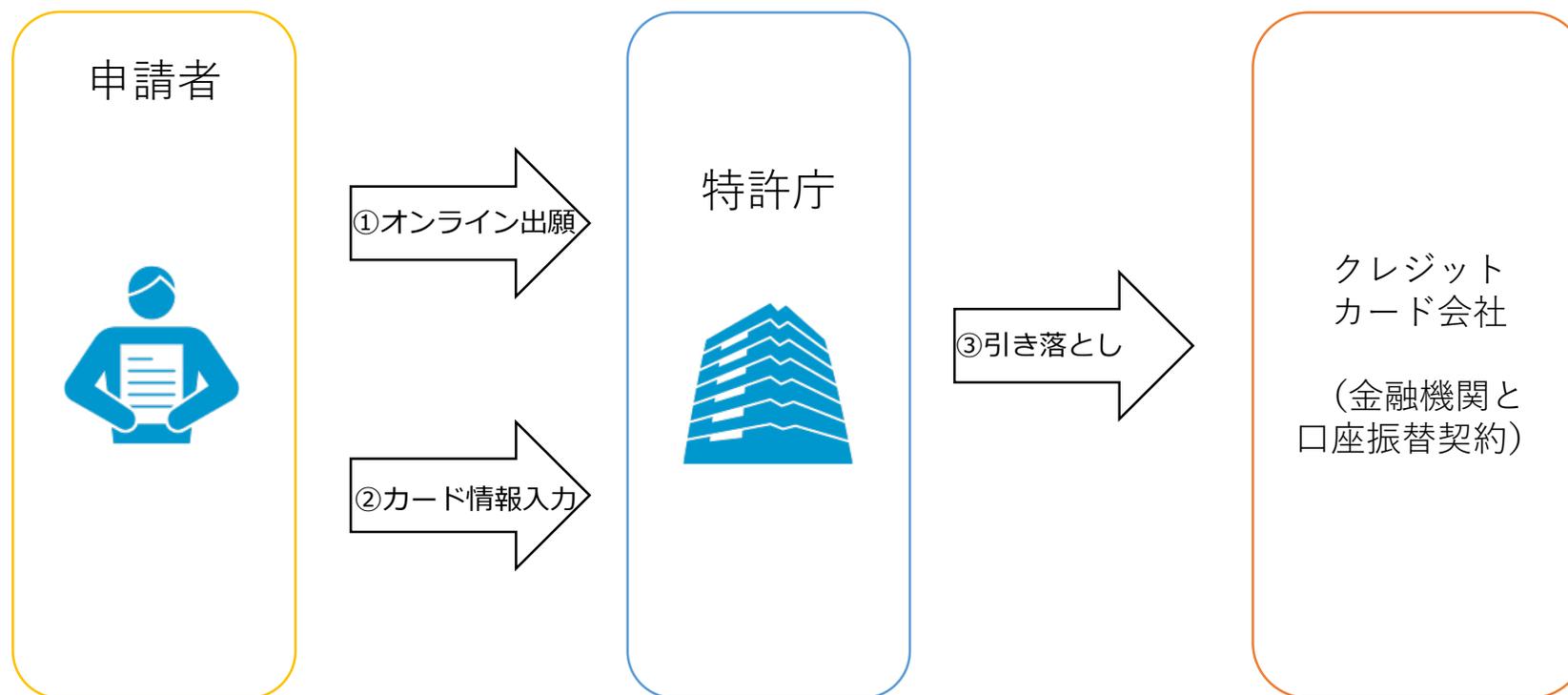
(参考) 口座振替の概要

- **電子出願ソフト**での出願・請求等の手続に際し、あらかじめ登録された金融機関の口座から手数料等を引き落とす方法。都銀・ゆうちょ・地銀等57の金融機関に対応。
- 支払の履歴も、電子出願ソフトで確認することができる。



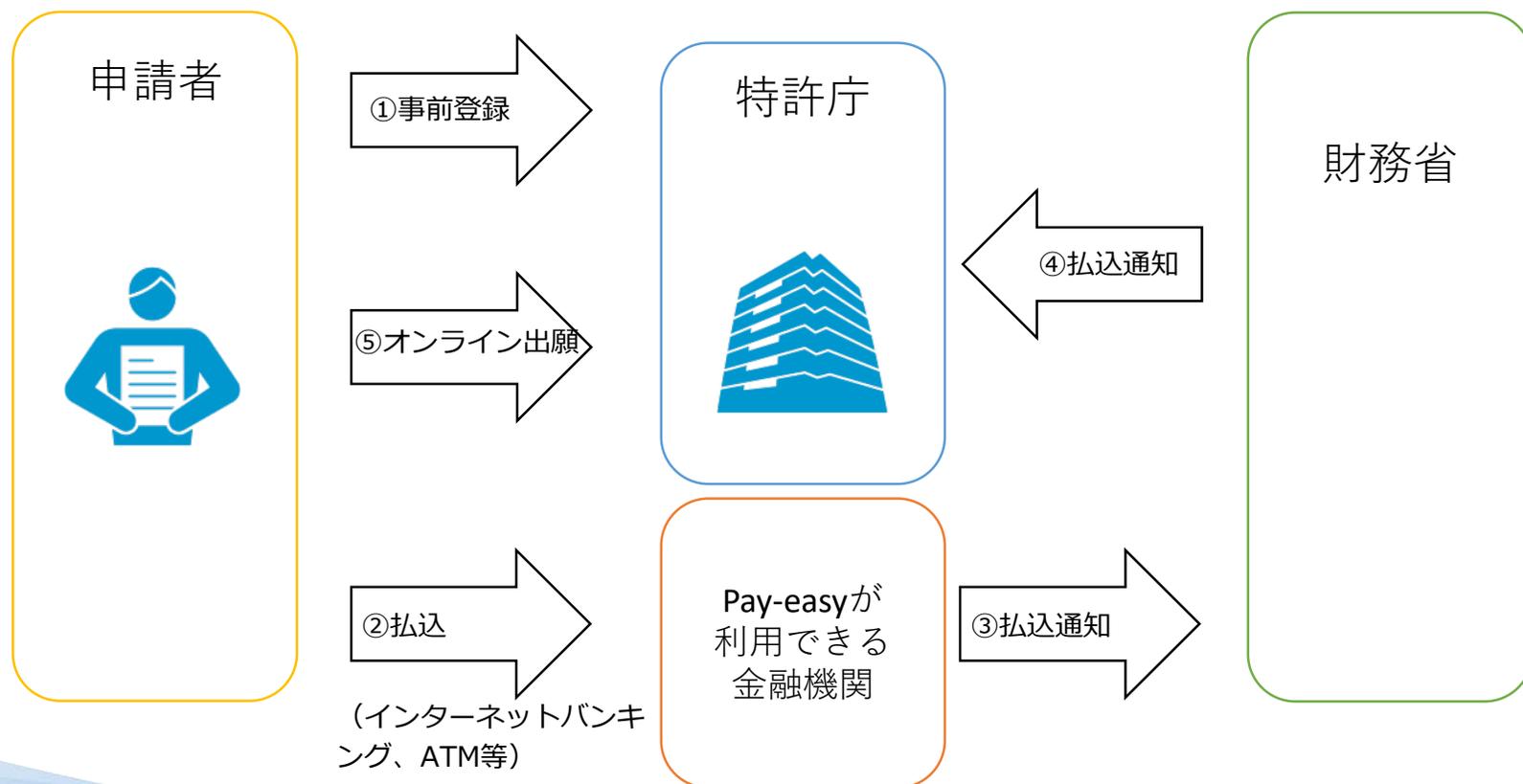
(参考) クレジットカード納付 (指定立替納付) の概要

- 電子出願ソフトでの出願・請求等の手続きに際し、クレジットカードを用いて手数料を納付する方法。
- VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpressに対応。



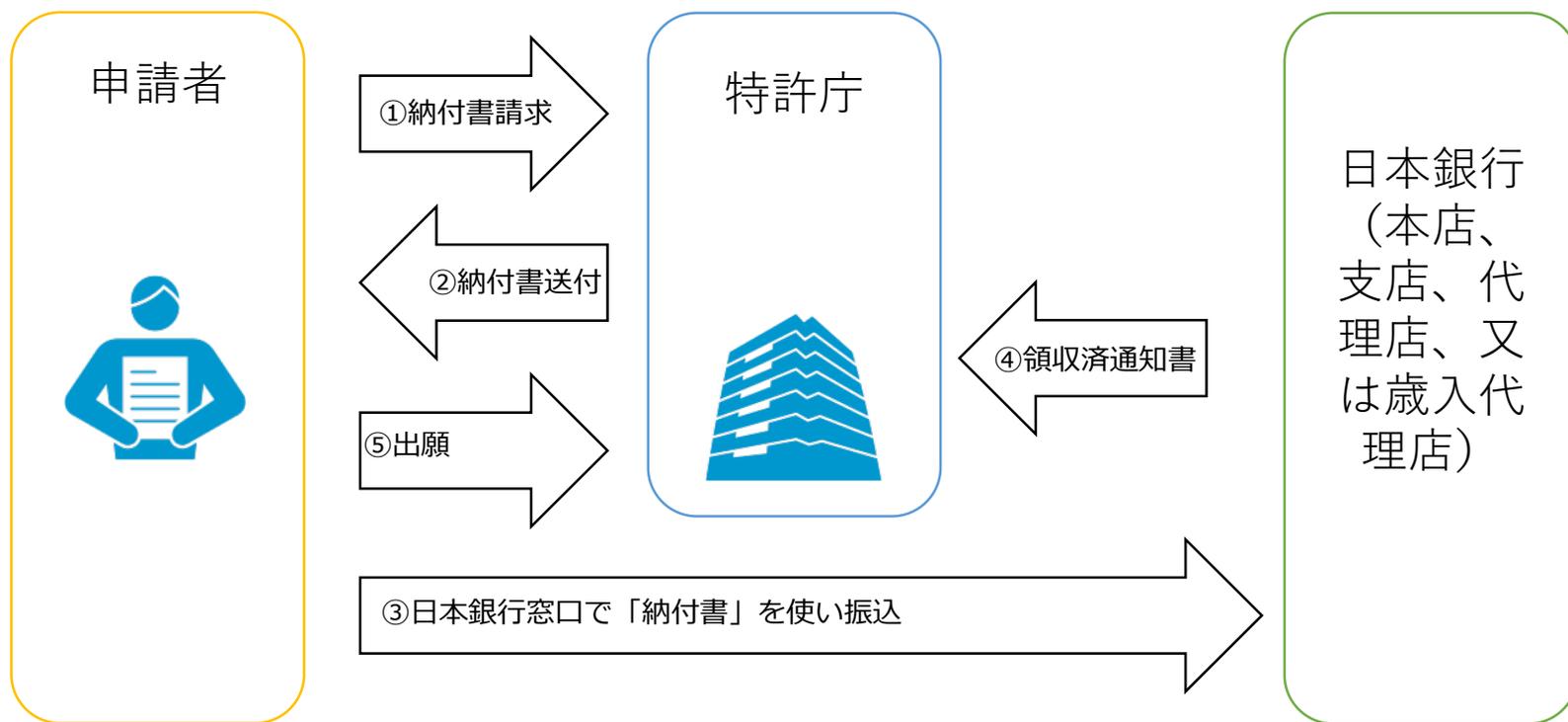
(参考) Pay-easy 支払 (電子現金納付) の概要

- 手続前に電子出願ソフトを利用し、手数料の納付が必要な手続きごとに納付番号を取得。その納付番号でPay-easy (ペイジー) が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMから手数料を払い込む方法。



(参考) 現金納付書による支払の概要

- 手続前に特許庁専用の「納付書」を受け取り、これを用いて、銀行や郵便局の窓口から必要な手数料を振り込む方法。
- オンライン出願ソフトの他、窓口・郵送でも利用可能。



3. 歳出・歳入構造改革に向けて

1. 歳出・歳入構造改革の目標・方針
2. 料金制度に付随する論点について
3. 特許特別会計の財政運営に係る情報公開等のあり方

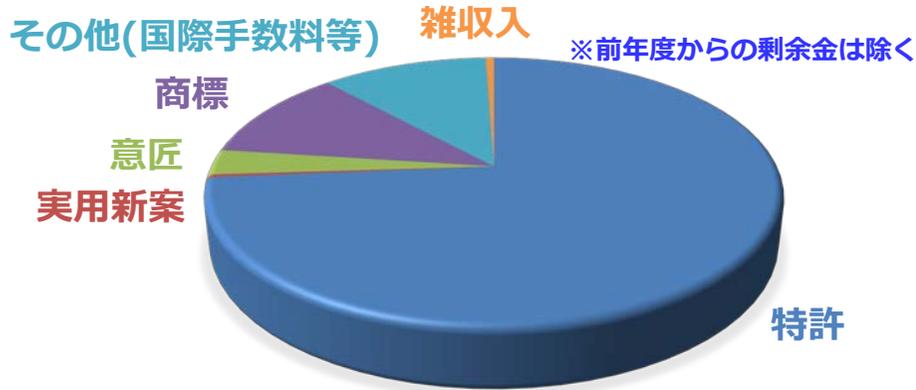
3. 1. 歳出・歳入構造改革の目標・方針

令和3年度概算要求について

歳入：過去登録分の特許料等や、国際出願の増加等から歳入増加を見込む。

歳出：対前年度▲78億円（約▲4.7%）。審査審判経費▲31億円等合理化を徹底。

歳入 1,306億円



歳出 1,571億円



		金額(億円)	割合
特許	出願料	43	3.3%
	審査請求料	335	25.7%
	特許料	565	43.2%
	審判請求料等	20	1.5%
实用新案		4.0	0.3%
意匠		40	3.1%
商標		145	11.1%
その他(国際手数料等)		147	11.2%
一般会計からの受入		0.2	0.0%
雑収入		7.3	0.6%

	金額(億円)	割合
人件費	347	22.1%
審査審判関係経費	491	31.2%
情報システム経費	398	25.3%
庁舎改修関係費	58	3.7%
INPIT [※] 運営費交付金	119	7.6%
一般管理経費等	85	5.4%
知財戦略推進	20	1.3%
国際化関係	31	2.0%
中小企業等支援	23	1.5%

※INPIT: 独立行政法人工業所有権情報・研修館

令和3年度概算要求：対前年度比較

- 政策経費等の裁量経費の他、審査審判業務に係る経費についても合理化を徹底。

	令和3年度要求	対前年度増減
審査審判関連経費	491億円	▲31億円
(主な減額要求事業)		
先行技術調査外注費	226億円	▲25億円
外国文献検索システム 整備費（英語・仏語）	4億円	▲6億円
文献解析費	8億円	▲5億円
技術動向調査分析費	3億円	▲3億円
情報システム	398億円	▲11億円
庁舎改修関連費	58億円	▲25億円
INPIT運営費交付金	119億円	▲3億円
知財戦略推進	20億円	▲0.2億円
国際化関係	31億円	▲1億円
中小企業等支援	23億円	▲5億円

財政運営の現状と歳出構造改革

- システム刷新や庁舎改修に伴う一時的経費に加え、審査環境の複雑化等を背景とし、定常的な歳出も増大。**定常経費のみでも単年度で赤字**
- 2019年度（決算）：定常経費（※）1,326億円、歳入総額1,227億円（▲99億円の赤字）
（※）歳出総額からシステム刷新に係る経費と庁舎改修に係る経費を除いた額
- 定常経費については、システム運用経費の削減や先行技術調査外注費等の審査関係経費の削減にすでに着手。2022年度以降**早期に定常経費を現行料金体系下での歳入を下回るもの**とすべく、**引き続き歳出削減の取組を継続**。
- 更に、以下の取組を通じて手数料や支援措置に係る費用の縮減を図る。
 - 特許印紙予納から口座振替等へのシフトによる手数料減
（印紙売り捌き手数料：約30億円/年の縮減）
 - 減免制度の適正化を通じた（結果的としての）費用減
（審査請求軽減に仮に50件の上限を設けた場合、
審査請求件数が変わらなければ約7.5億円/年の増収）
- なお、一時的経費についても、システム整備経費の削減を実施。

歳出構造改革を踏まえた歳入確保の必要性

- 前項の取組により定常経費が歳入を下回ったとしても、制度の安定運用のためには、
①将来必要となる一時的経費（次期システムや庁舎の改修）の不足分や、②災害等の不測の事態に備えたバッファとしての**剰余金の確保が必要**。

①2030年代半ばまでに必要と見込まれる一時的経費：2000億円程度 $-a+\beta$

- 現行のシステム刷新及びOS刷新（サポート切れに伴う対応）、庁舎改修には、システム整備経費の削減を折り込んでなお2022～2026年度に610億円程度を要する見込み
- また、「次期」システム刷新（概ね10年周期）や庁舎改修（概ね30年周期）が現行と同等規模とすると、2030年代半ばまでに1430億円程度の費用を確保することが必要となる見込み
- システム経費については、更なる開発経費削減等の合理化が実現すれば、削減の可能性はある（ a ）。一方、他律的要因（計画外のOSサポート切れ、災害等）により、経費が追加的に生じるリスクもある（ β ）

②災害等不測の事態に対応するリスクバッファ等：400億円程度

- 仮に3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準（定常経費の概ね1/4）
- なお、企業会計基準に準じて作成した貸借対照表においては、経営上必要となる引当金等として、退職給付等引当金約300億円及び前受金約387億円等を計上（2018年度）
 - 退職給付等引当金 = 退職給付引当金 + 賞与引当金、前受金：審査請求料等業務実施前に入る収入を計上

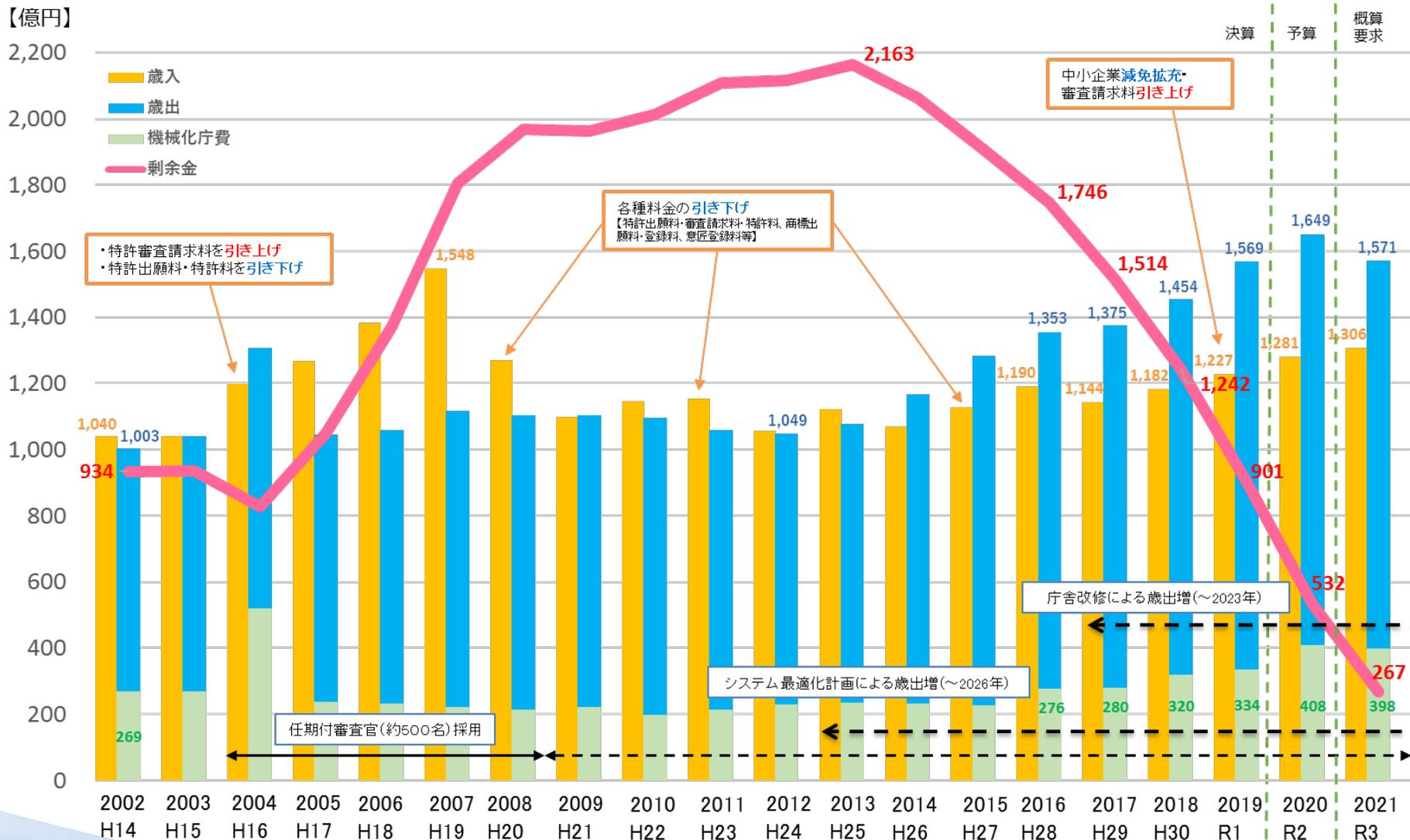
追加的に確保が必要な歳入額とその確保策について

- 2021年度末には剰余金が②のリスクバッファを下回ることから、2022年度には追加的な歳入を確保する必要がある。
 - 400億円 (②) > 270億円 (2021年度末剰余金※概算要求ベース)
- 2022年度から、次期システム刷新が本格化する2030年代半ばまでに①の一次的経費を確保するためには、毎年度150億円±γ程度が追加的に必要。
 - $2000\text{億円} - \alpha + \beta$ (①) $\div 13$ 年間 (2022 - 34年度) = 154億円±γ ※ $\gamma = (-\alpha + \beta) \div 13$
- 急速な出願増等は期待できないことから、歳出削減策を行ってもなお不足する部分については、料金改定 (値上げ) により確保せざるを得ないのではないか。
- なお、改定幅の検討にあたっては、値上げにより出願が抑制される可能性や、経済動向による出願減の可能性等にも留意する必要がある。

(参考) 2008年改定時の料金体系に戻すと、+200億円/年程度の増収

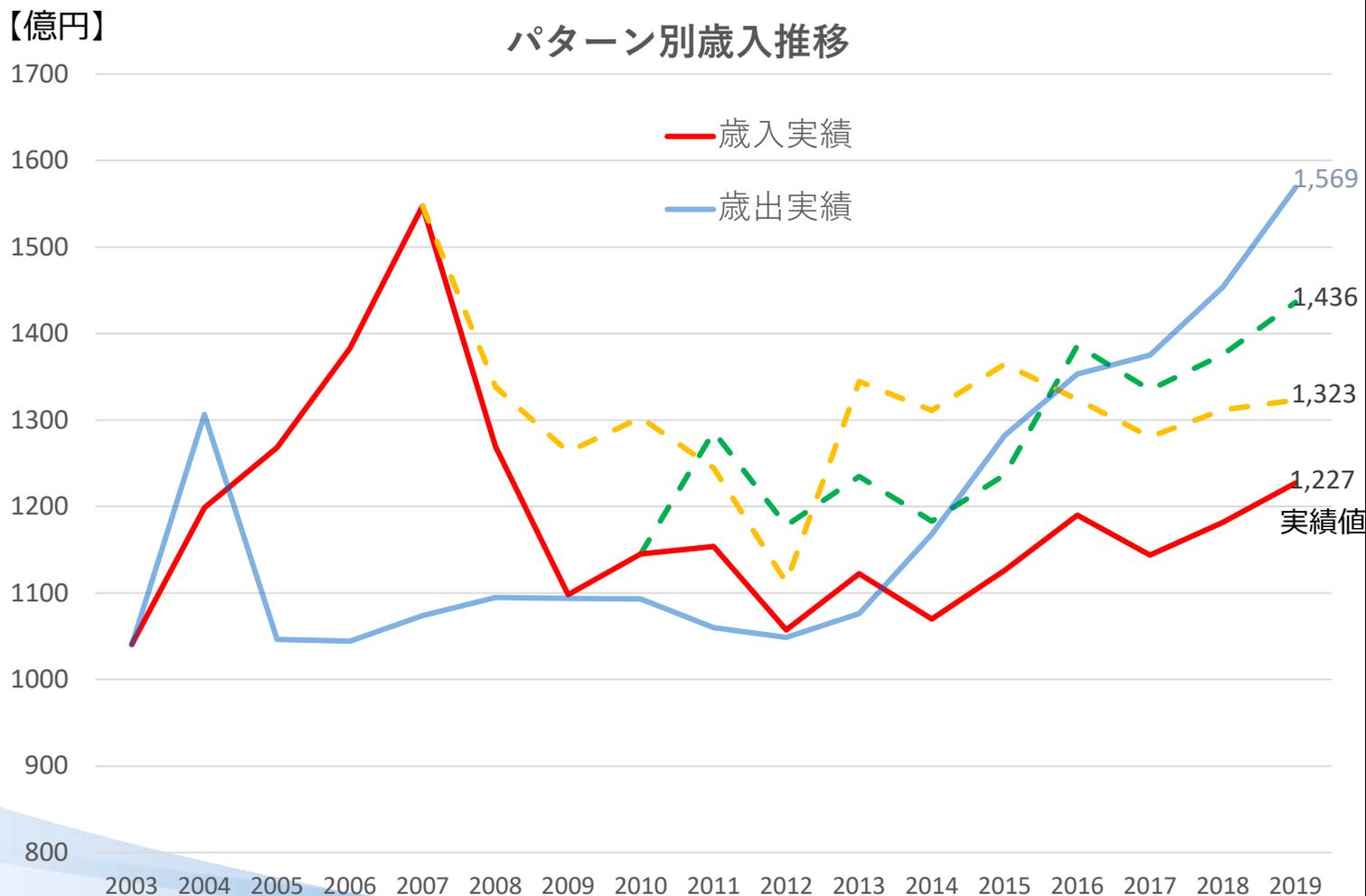
出願等件数を2007年度 (リーマン前) に戻すと、+100億円/年程度の増収

(参考) 決算・予算ベースでの剰余金推移



近年において料金改定や件数変動がなかった場合の歳入試算

- 近年、リーマンショックや出願厳選により出願件数が減少傾向にあるとともに、剰余金還元等により逐次の値下げを行っているが、これらの影響がなかった場合の歳入試算は以下の通り。



ケース1(料金改定無し)
2008年改定時の料金体系を維持と仮定した場合の歳入

ケース2(件数変動無し)
全手続について、2007年(リーマンショック前)時点の出願等件数で固定した場合の歳入

<計算方法>
 ケース1は、各年の歳入実績に、(改定前料金/改定後料金)の比率を乗じて計算
 ケース2は、各年の歳入実績に、(2007年の件数/その年の件数)の比率を乗じて試算

2008年以降の料金体系の変遷（特許・商標）

- 特許特別会計の主要な歳入源は特許及び商標関係料金。
- 剰余金を還元する等の理由から、段階的に値下げを行っている。（2019年度は中小減免拡大）

		~2008/5	2008/6 ~ 2011/7	2011/8 ~ 2016/3	2016/4 ~ 2019/3	2019/4 ~ 現在
特許	出願料	16,000円	15,000円		14,000円	
	審査請求料	168,600円 + 請求項数 × 4,000円	118,000円 + 請求項数 × 4,000円		138,000円 + 請求項数 × 4,000円 & 中小減免拡大	
	特許料(1-3y)	2,600円 + 請求項数 × 200円	2,300円 + 請求項数 × 200円		2,100円 + 請求項数 × 200円	
	特許料(4-6y)	8,100円 + 請求項数 × 600円	7,100円 + 請求項数 × 500円		6,400円 + 請求項数 × 500円	
	特許料(7-9y)	24,300円 + 請求項数 × 1,900円	21,400円 + 請求項数 × 1,700円		19,300円 + 請求項数 × 1,500円	
	特許料(10-20y)	81,200円 + 請求項数 × 6,400円	61,600円 + 請求項数 × 4,800円		55,400円 + 請求項数 × 4,300円	
商標	出願料	6,000円 + 区分数 × 15,000円	3,400円 + 区分数 × 8,600円			
	登録料	66,000円 × 区分数	37,600円 × 区分数		28,200円 × 区分数	
	更新料	151,000円 × 区分数	48,500円 × 区分数		38,800円 × 区分数	

これまでの各料金設定の考え方

<事務処理等にかかる実費を勘案して定められる手数料>

料金	金額の考え方
出願料 (特・実・意・商)	出願処理費用の対価として徴収される手数料。 実費を下回り、容易に出願できる程度の水準 に政策的に設定。※意・商においては以下の審査請求料の観点も考慮。
審査請求料 (特)	審査費用の対価として徴収される手数料。出願人の負担も考慮し、 実費を下回りつつも、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準 に政策的に設定。
国際出願関係 手数料 (PCT)	出願書類の処理、海外への送付、及び、国際調査の対価として徴収される手数料。 PCT出願を奨励する観点から、実費を下回る水準 に政策的に設定。

<産業財産権付与の対価として徴収する料金>

料金	金額の考え方
特許料 (特)	排他的な権利を付与する対価として徴収される料金。他の手数料収入と合わせて、 全体として特許行政に係る総経費を支弁する水準 に設定。特許権は、より長い期間権利が維持・活用されることで、より多くの利益を享受すると期待されることから、 <u>維持期間の初期については権利維持の妨げとならない程度の金額に設定し、利益が増加するに従って金額を高くするという負担の容易性を考えた累進制</u> を政策的に採用している。
登録料 (実・意・商)	特許料と同様、排他的な権利を付与する対価として徴収される料金であり、 全体として特許行政に係る総経費を支弁する水準 に設定。また、商標の更新登録料については上記の性質に加え、 <u>不使用となっている商標権が更新登録されることにより、後から出願される商標の選択の幅が制限されてしまうことのないように、設定登録料よりも高く</u> 設定されている。

料金設定の考え方について

- 各料金設定の考え方については、以下の事情変更を勘案しつつ、基本的には前項の考え方を維持することとしてよいか。

＜勘案すべき事情変更＞

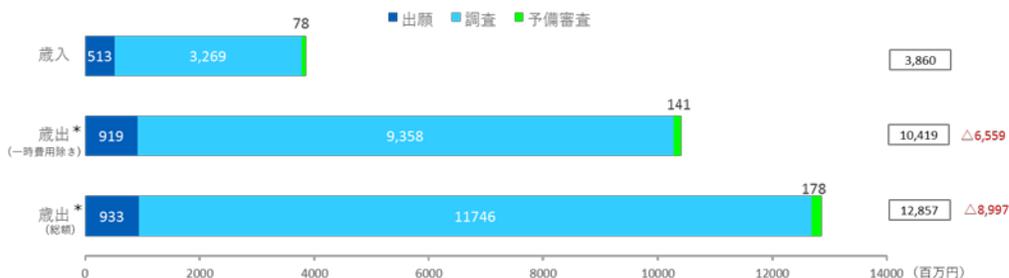
- ✓ **PCT手数料**については、国際出願を奨励する観点から実費を大幅に下回る水準としてきたが、奨励策が奏功し、近年、国際出願が着実に増加していることを踏まえ、その水準を見直すこととしてはどうか。

PCT手数料について

➤ PCT出願に係る手数料は、国際出願を奨励する観点から実費を大きく下回る水準であったが、国際出願が増加傾向にあること等を踏まえ、過去の料金水準（11万円）や現行の法定上限（14.3万円）を超えた値上げも検討すべきではないか。

- その際、国内移行時の審査請求料の割引を充実させる等により、バランスを取ることが考えられる。

(参考) PCT出願に係る収支ギャップ



(参考) PCT出願に係る現行料金

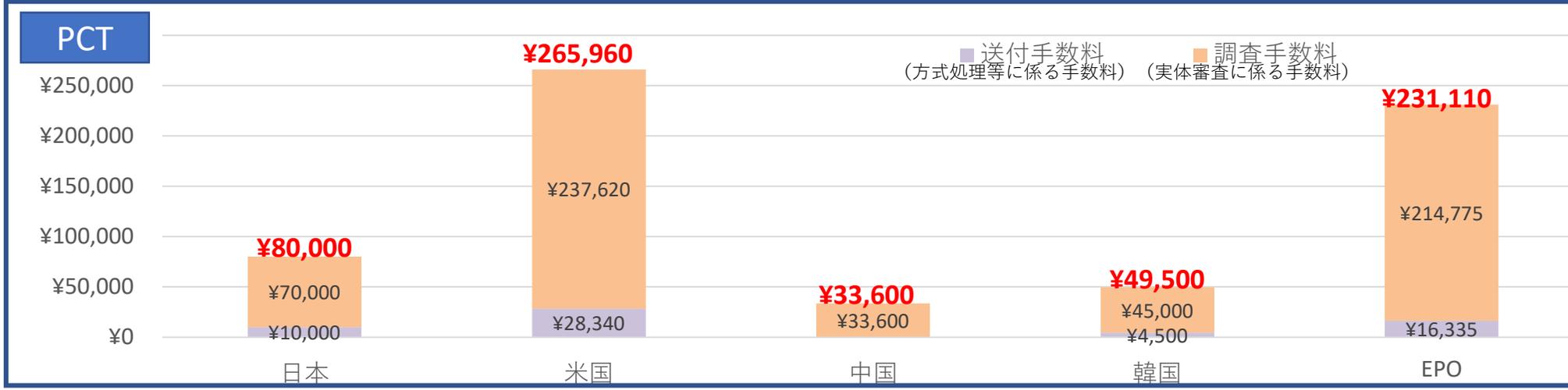
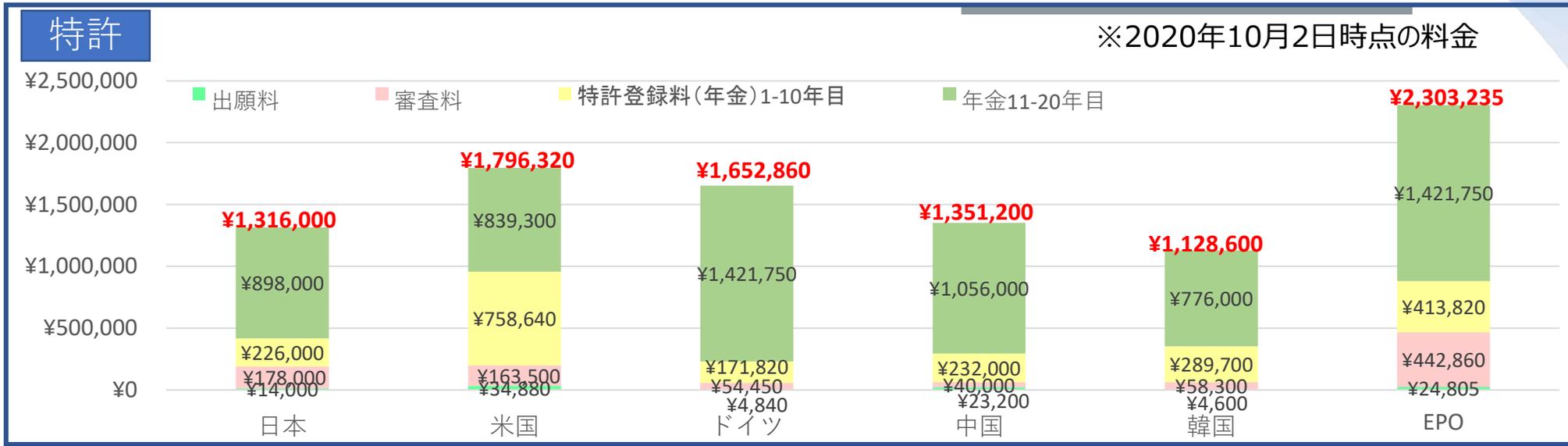
調査手数料・送付手数料	80,000円
審査請求料（国内移行時）※	83,000円 + 2,400円 × 請求項数
（参考）通常の審査請求料	138,000円 + 4,000円 × 請求項数

※日本が国際調査報告を作成している場合

➤ 日本国のPCT処理(調査報告作成)件数・国内移行件数の推移

	受理官庁	2015	2016	2017	2018	2019
PCT処理件数 (国際調査機関が日本)	JPO	42,403	43,944	46,859	48,054	51,129
	海外庁	654	519	268	472	607
国内移行件数 (指定官庁が日本)	JPO	21,090	21,866	23,811	24,594	25,811
	海外庁	39,501	38,158	38,863	39,618	41,348

(参考) 各国の特許・PCT料金水準の比較 (出願から権利取得後20年維持する場合の費用)



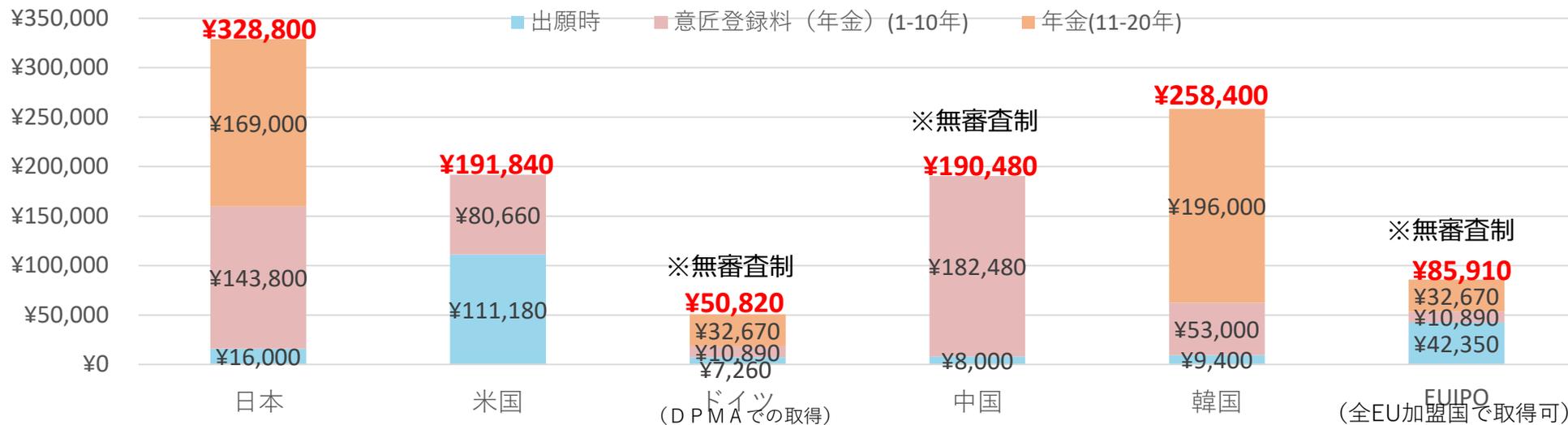
(特許料金)
 ※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
 ※1ドル=109円、1ユーロ=121円、1元=16円、1ウォン=0.1円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。
 ※EPOはドイツで権利維持する場合の料金

(PCT料金)※英語出願の場合
 日本→16.6万円
 中国→3.4万円
 韓国→13.5万円

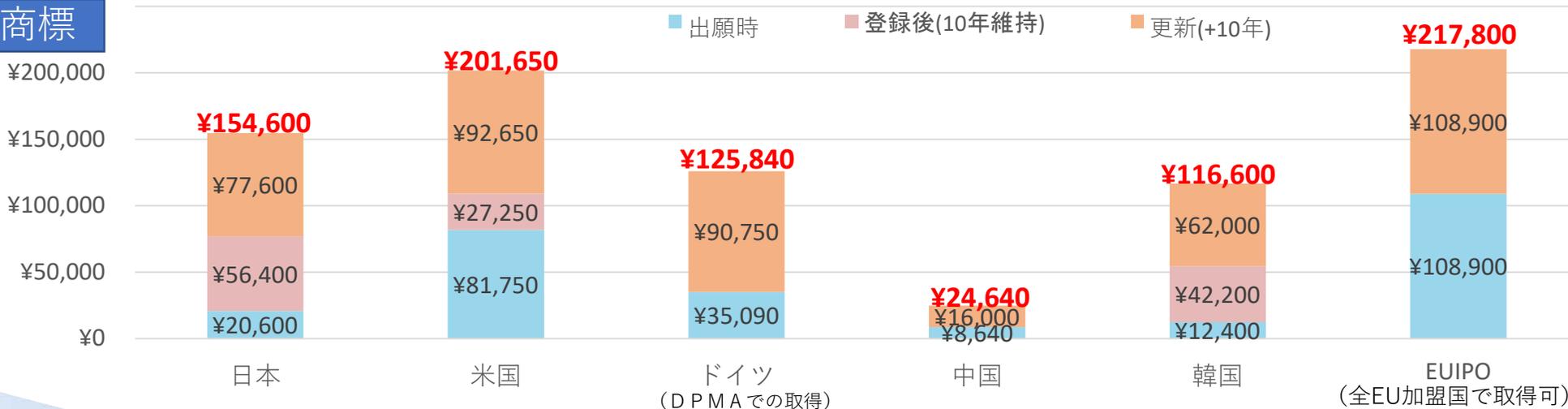
(参考) 各国の商標・意匠料金水準の比較 (出願から権利取得後20年維持する場合の費用)

意匠

※2020年10月2日時点の料金



商標



※商標：電子出願、区分数2、商品・役務数10以内で計算（米国は使用宣誓書の提出及び使用証明にかかる権利維持費用を含む）
 ※1ドル=109円、1ユーロ=121円、1元=16円、1ウォン=0.1円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

※意匠
 ※中国は保護期間が出願から10年
 ※米国は保護期間が登録日から15年

3. 2. 料金制度に付随する論点について

料金改定に際して考慮すべき論点（例）

- 財政的観点（必要な歳入の確保）の他、料金改定に当たっては以下のような論点についても考慮する必要があると考えられる。

<特許関係>

- 減免制度のあり方 – 制度趣旨を踏まえた適正化
- 請求項記載のあり方 – 審査負担等を踏まえた適正化※ 等

※なお、早期審査、スーパー早期審査についての課金には慎重な検討が必要

<商標関係>

- 権利者や出願人のインセンティブ等を踏まえた料金体系のあり方
 - 不使用商標やストック商標の適正化等に資する料金体系のあり方
 - 出願内容の適正化等、審査負担軽減に資する料金体系等のあり方 等

- 減免適用者の中には、企業・個人いずれにおいても年100件超の審査請求をした者が存在（大企業の年間審査請求件数：中央値7件、平均59件）。
- また、個人では、出願件数上位者は全額免除対象者であり、かつ、全額免除を受けて設定登録された特許のほぼ全件が法人（＝免除適用対象外）に権利移転されている。
- こうした現状は、制度趣旨に沿ったものになっているといえるか。資力を考慮すべき者の知財活動を促進するという目的を超えた、過度な恩恵になっていないか。

- **年間の適用件数に上限を設けるべきではないか。**

- **全額免除は廃止し、軽減措置のみとしてはどうか。**

→40件超の申請を行う個人は市町村民税非課税（相当）を理由とする免除。

（参考）市町村民税非課税により免除されうる公共料金はNHK受信料*と一部の税のみ。

生活保護受給者については、上記に加え、水道代金、年金保険料等も免除となる。

*世帯構成員に身体/知的/精神いずれかの障害を有する者がおり、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合に限る

- ~~**減免ではなく支払いの繰り延べ（猶予）としてはどうか。**~~

- **特許登録までの間に他者に権利移転された場合については、減免を取り消す等の措置を検討してはどうか。**

※ 申請書類の原則不要化により、申請者・特許庁双方の手續・事務の簡素化を図ってきた経緯にも留意

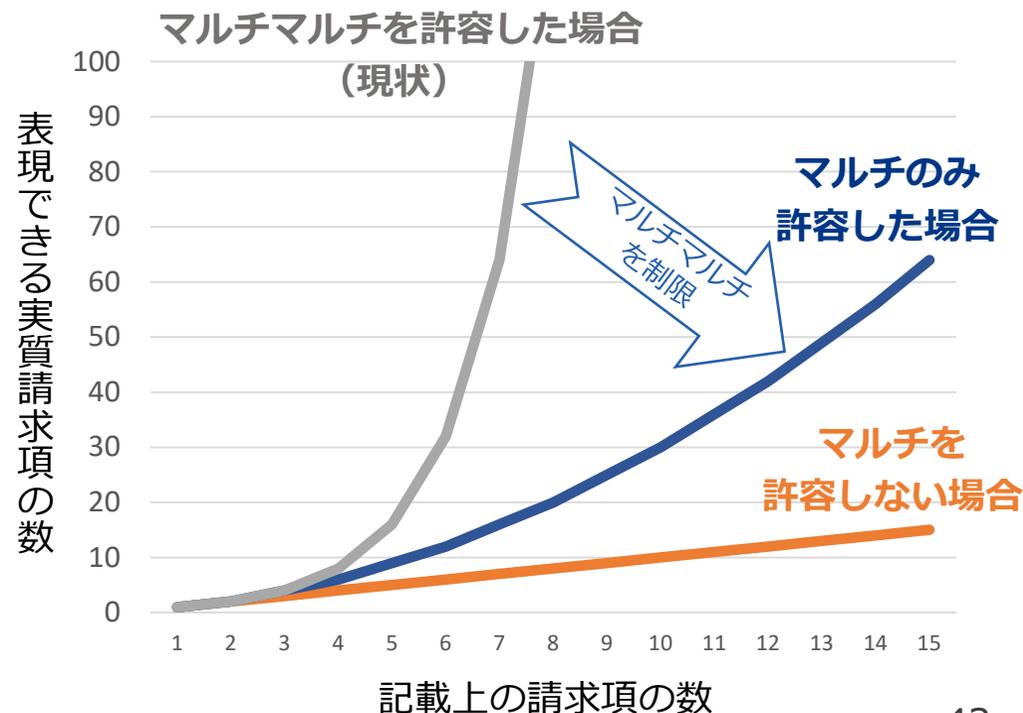
請求項記載形式の限定：マルチマルチクレーム

- ✓ 複数の請求項を引用する請求項（マルチクレーム）を少なくとも1つ引用し、かつ、複数の請求項を引用する請求項は、一般的にマルチマルチクレームと呼ばれる。
- ✓ マルチマルチを許容した場合、表現できる実質請求項数は指数関数的に増加するが、マルチのみ許容した場合、過度な負担は生じず、マルチクレームは外国庁においても一般的に認められている。

マルチマルチクレームの例

請求項 1	成分Aを含む組成物。
請求項 2	さらに成分Bを含む請求項 1 に記載の組成物。
請求項 3	さらに成分Cを含む請求項 1 又は 2 に記載の組成物。 (= マルチクレーム)
請求項 4	さらに成分Dを含む請求項 1～3 のいずれかに記載の組成物。 (= マルチマルチクレーム)

表現できる実質請求項の数（理論値）

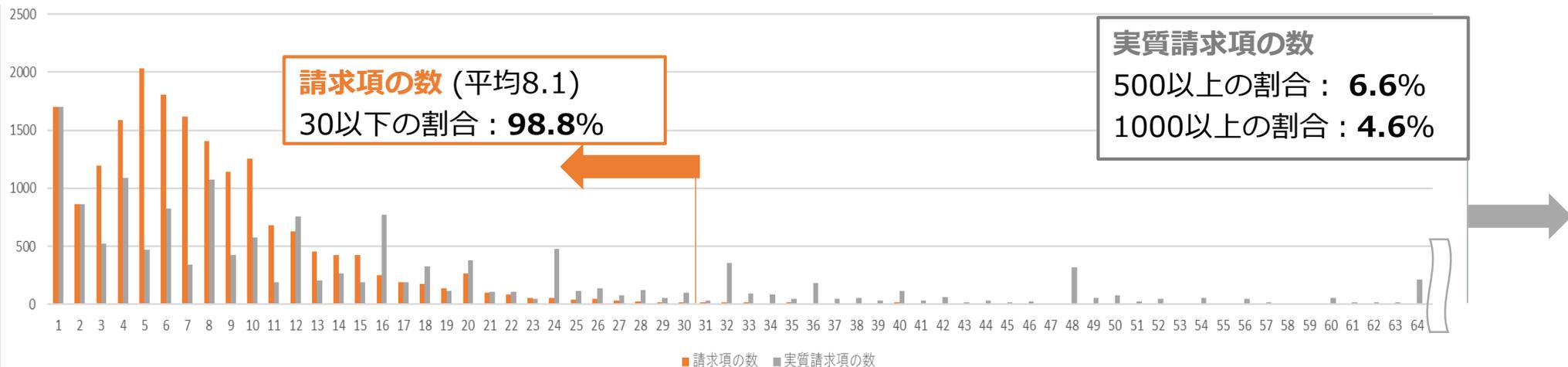


請求項記載形式の限定の必要性（マルチマルチクレームの制限）

- ✓ 審査負担の増大や、権利範囲の拡大に伴う第三者からの監視負担の増大等を勘案し、受益者負担の観点から審査請求料や特許料には請求項数に比例する料金を設定している。
- ✓ しかし、日本ではマルチマルチクレームが認められるため、請求項の数が30以下の出願が約99%を占めているにもかかわらず、実質請求項の数が1000以上になる出願が約5%存在。
- ✓ このような特異な出願によって、審査に過度な負担が生じていることから、マルチマルチクレームを制限し「請求項の数」と「実質的な請求項の数」の差を少なくすることを通じて、応分の負担を求めるべきではないか。

請求項数に関する調査

調査対象：2017年1～3月に特許出願された特許出願（公開公報が発行されているもの）について出願番号順に2万件を抽出※
※請求項数が多くマルチマルチが多用された特異な出願は計算容量の制約で一部省略。



請求項の数：

出願時に特許請求の範囲に記載された請求項の数

実質請求項の数：

引用形式を採らない場合に記載される請求項の数

(参考) 主要庁における請求項記載形式と料金設定

- ✓ マルチクレームは、主要庁で許容されている一方で、マルチマルチクレームは、米国、韓国、中国で認められていない。マルチマルチクレームは、国際調和の観点からは必ずしも好ましい表現とはいえないのではないか。

	日本	米国	欧州 (EPO)	韓国	中国
マルチ	○	○	○※1	○	○※2
マルチマルチ	○	×	○※1	×	×
審査手数料 (日本、韓国は審査請求料、 米国、欧州、中国は出願料)	1請求項ごとに加算	請求項数が20項を超える場合、1請求項ごとに加算。 ここで、手数料上の請求項数は、実質請求項でカウント。また、少なくとも1つのマルチクレームがある場合に一定額を加算。 なお、独立請求項数が3項を超える場合、1独立請求項ごとに加算。	請求項数が15を超える場合、1請求項ごとに加算。 さらに、請求項数が50を超える場合、1請求項ごとの加算額が増加。	1請求項ごとに加算	請求項数が10項を超える場合、1請求項ごとに加算
特許料	1請求項ごとに加算	請求項数による加算なし	指定された各国に支払うが 英、独、仏等では 請求項数による加算なし	1請求項ごとに加算	請求項数による加算なし

※1 マルチクレーム及びマルチマルチクレームは許容されているが、別途、各カテゴリー（製品、方法、装置、用途）に含めることのできる独立請求項は原則1つとする制限がある。

※2 マルチクレームは許容されているが、別途、従属請求項は複数の独立請求項を引用できないという制限がある。

商標における課題と料金インセンティブの在り方①

不使用商標やストック商標の適正化等に資する料金体系のあり方

- 商標の使用に疑義のある出願に対して拒絶理由を通知することにより、審査段階での不使用商標対策を講じているものの、登録商標の不使用による取消審判の請求成立率は80%前後で推移。過去に使用していた商標、使用予定がない商標など、不使用の状態が継続している登録商標が存在。
- こうした実態を踏まえ、出願・登録や更新の適正化を促す観点から料金の引上げを検討する必要があるのではないか。

登録商標の不使用による取消審判の請求・成立件数

年	請求件数	請求成立
2015	973	834
2016	958	771
2017	1001	771
2018	1045	858
2019	996	747

出典：特許行政年次報告書2020年版

近年の商標出願・登録料の値下げ

	出願料	登録料	更新料
~2008年5月	6,000円 + A×15,000円	A×66,000円	A×151,000円
2008年6月~	3,400円 + A×8,600円	A×37,600円	A× 48,500円
2016年4月~	"	A×28,200円	A× 38,800円

A：区分数

商標における課題と料金インセンティブの在り方②

出願内容の適正化等、審査負担軽減に資する料金体系等のあり方

- 商標国内出願のうち、拒絶理由を通知された案件は全体の約34%。この拒絶理由のうち、商品・役務の内容及び範囲が不明確との拒絶理由（商標法第6条）は約42%（2019年度）。指定商品・指定役務の内容及び範囲が不明確な記載であることに起因する拒絶理由が多い。
- 指定商品・指定役務を「類似商品・役務審査基準」や「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」等（以下、「基準等」）に従って記載すれば、商標法第6条の拒絶理由には当たらず、かつ、（品質を誤認させることとなる等の例外的なケースを除き）不利益も生じない。
こうした出願を促すべく、基準等に従って指定商品・指定役務を記載した出願については、通常よりも早期に最初の審査結果を通知するファストトラック審査を2018年10月から試行しており、その対象となる割合は、直近で約35%。
- こうした現状を踏まえ、ファストトラック審査に加え、基準等に従った指定商品・指定役務の記載を促進する方策（情報提供の充実、商品・役務の選択を支援するツールの整備、将来的な料金面のインセンティブ等）についても検討する必要があるのではないか。

3. 3. 財政運営における情報開示等のあり方

特別会計に係る情報開示の現状

- 特別会計に関する法律に基づき、予算・決算及び企業会計の慣行を参考とした書類（貸借対照表等の財務諸表）を翌年11月頃に公開している。

○ 平成30年度決算（特許特別会計）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳入		歳出	
特許料等収入	117,441	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,140
特許印紙収入	92,455	事務取扱費	130,210
特許料等収入	24,906	施設整備費	3,013
他会計より受入	17	予備費	—
一般会計より受入	17		
雑収入	707		
前年度剰余金受入	151,425		
合 計	269,592	合 計	145,364

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額） 124,228百万円

（剰余金が生じた理由）

特許特別会計は、産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）の利用者（＝受益者）による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること（＝収支相償）を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金（出願料、審査請求料、特許料等）を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。剰余金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残っていることや、特許審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

貸借対照表

（単位：百万円）

	前会計年度 (平成30年 3月31日)	本会計年度 (平成31年 3月31日)		前会計年度 (平成30年 3月31日)	本会計年度 (平成31年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	151,425	124,228	未払金	76	73
未収金	3	2	前受金	38,805	38,666
未収収益	2	2	前受収益	15	12
前払費用	0	0	賞与引当金	2,052	2,148
貸付金	0	0	退職給付引当金	28,710	29,032
貸倒引当金 △	3 △	3			
有形固定資産	81,064	84,834			
国有財産(公共用財産を除く)	81,041	84,811			
土地	75,000	79,227			
立木竹	45	46			
建物	4,663	4,388			
工作物	1,332	1,148			
物品	22	22			
無形固定資産	25,250	26,810			
出資金	985	994			
資産合計	258,729	236,869	負債合計	69,661	69,932
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	189,067	166,937
			負債及び資産・負債差額合計	258,729	236,869

財政運営における情報開示等のあり方

- 特許特別会計の運営状況や料金水準の妥当性についてよりご理解をいただくためには、定期的に特許庁からより充実した情報公開を行い、料金の負担者であるユーザーの皆様にお示しすることが必要ではないか。
- また、財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、専門家・第三者による検証を定期的に行うことも必要ではないか。
 - その際、財政状況を踏まえて機械的に料金水準の調整を行うことを可能とするような、一定のルールを設けることも一案ではないか。

- 第1回 現状認識と今後の論点（案）提起
- 第2回 審査制度の在り方、今後の知財政策・制度改正の方向性
- **第3回 特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系の在り方について**
- 第4回 とりまとめ

特許庁

